

議会運営委員会

平成21年1月20日午前9時から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川宜志子	○飯高 昭二	嶋田 善行
西谷 剛周	浦野 圭司	辻 善次
中川 議長		

2. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	峯川 敏明
--------	-------	-------	-------

3. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 浦野委員、 辻委員

委員長

皆さんおはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

最初に、本日の委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。会議録署名委員には、浦野委員、辻委員を指名いたします。

両委員には、よろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますレジメのとおりでございます。

協議事項（1）継続審査、①今後の議会運営のあり方についてを議題といたします。

前回の委員会で、一定のとりまとめをさせていただきました。その内容でございますが、1つは、委員会の構成で、常任委員会として現在の5つの委員会を続けていく、そして予算常任委員会については、所管に決算に関することを追加する。委員会の名称を予算決算常任委員会に改める。また、広報発行常任委員会については、副議長を委員に追加して1名増やし、委員定数6名にする。

2つ目は、議会運営委員会の構成については、変更しない。

3つ目として、任期は、正副議長と監査委員は2年のままとし、常任委員会及び議会運営委員会の委員の任期を2年から1年に変更する。

そして4つ目としては、議員の資質向上を図る斑鳩町議会独自の取り組みなど、全員協議会の活発な運用なども考えていく。

以上のような内容のとりまとめをさせていただきましたが、本日はこのとりまとめを元に、答申書の素案、また、委員会条例などの改正案を協議していただきたいと思っております。

この答申書の素案と委員会条例等の素案につきまして、委員皆さんに協議していただきやすいように、叩き台をご用意させていただいており

ます。まず、答申の素案、これが基本となってまいりますので、これからご協議していただきたいと思います。これについて事務局から説明をしていただきます。

藤原議会事務局長。

議会事務局長 それでは、お手元の答申案をご覧くださいと思います。
2 ページ目から朗読をさせていただきます。

(朗 読)

議会事務局長 これまでの議会運営委員会での各委員のご意見、あるいは先の委員会での取りまとめにつきまして、このように叩き台を作成させていただきましたので、ご検討をよろしくお願いいたします。

委員長 ただいま事務局の方から、ひと通り説明をしていただきました。以前から諮問を受けておりました、議会運営委員会としての答申を叩き台として、ただいまの説明のようにまとめたところがございますが、これにつきまして、委員皆さんの方から、なにかご意見などがございましたらお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

辻委員。

辻委員 水道事業会計は、今回は決算は建設水道常任委員会で決算されておりますが、今回は予算決算常任委員会でされるということで、認識させてもらってよろしいですか。

委員長 その件につきまして、のちほどの選出方法のパターンを考える時にも影響してくる問題かなというふうにはちょっと思ってるんですけども、基本的に水道決算でやらしていただくというふうな形もあれなんですけど、ただし監査委員がどこに入るかということもございますし、そして監査委員があとから選出される場合と、2年目でしたら最初から決まってい

る場合とございますのでね、その時にですね、予算決算にも監査委員さんいはったら、いっていただけない、その委員会によっては、とか選出パターンがいろいろありますので、ちょっとその点につきましては、のちほどの選出パターンを考える時に、皆さん方とともに確認をさせていただけたらというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。 辻委員。

辻委員 これ別についてというような感じで捉えられるような感じになってますので、その辺で。

委員長 選出パターン、一番最後に皆さんとご協議させていただこうと思ってるんですが、とりあえずの、議会運営委員会としての答申としては、この文章でよろしいでしょうか。

委員皆さんの方で、なにかご意見ございますでしょうか。

西谷委員。

西谷委員 3番目のね、常任委員会の正副委員長、委員の任期の中でちょっと気になんのは、特に経験の浅い議員には委員会審議を通じて知識経験を深めることも重要でありっていうことを書かれると、逆に読みようによっては、1年委員の人は知識が少ないからみたいなことにもいうふうに、わざわざこういうこと入れる必要があるのか。任期が一期であろうが、二期であろうが、審議に対する知識経験みたいなものは任期とは別やと思う。あえてこんな文章逆に、もし、自分が一期の議員でこれ読んだら、ちょっとかちんとくると思います。

委員長 という今、西谷委員のご意見をいただきました。いかがでしょうか、この文章はそういうご意見もあるということでは、省くというような形で考えましようか。その今の意見に対してなにかご意見はございますか。

嶋田委員。

嶋田委員　これはこのとおりだと思いますね。そやから委員会審議を通じて知識経験を深めることも重要であり、できるだけ多くの常任委員会を経験することができるようになってますんでね、これはこんでいいんではないかなど。

委員長　西谷委員。

西谷委員　あのね、できるだけ多くの常任委員会を経験することというのは、これはまあそれでええと思うけど、わざわざ経験の浅い議員に、何の経験が浅いんや、審議の経験が浅いんか、審議の経験が浅かったら、そしたら知識経験を深めるっていうことは、浅いんかってなるんちゃうん、普通に、そやからあえてこんな文章入れんでも、要はいろんな多くの常任意委員会を経験するだけでええんちゃうん、と僕は思いますけどね。

委員長　今、西谷委員の方からそういうご意見いただきました。確かに知識という言葉を入れると、ちょっとそういうことになるかもわかりませんが、経験としては、議会の経験っていうのは浅いのは間違いないわけですから、議員なられてすぐの場合はね。知識については、ただ今西谷委員がおっしゃられるように、その方それぞれのいろいろな過去の経験において、知識については、そりゃもちろんばらつきもあるのかもわからないですけども、議会の中でのそういった審議をしていく経験であるとか、各常任委員会でのいろいろなやりとりということの経験については、浅いっていうのは間違いないのかなというふうには思いますけれども、今、ちょっといろいろ意見でてるところですが、なにかほかにこの文章について他のご意見はございますでしょうか。

浦野委員。

浦野委員　経験が浅い議員というのは省いた方がいいと思います。知識を深めるとか、多くを体験するとかいうのは結構ですけども。

委員長 抜いた方がいいというただいまご意見をいただきました。いかがでしょうか、抜いた方がいいというご意見も、このままでも別に差し支えがないというご意見もあります。まあ委員さんの方で、できるだけ多くの常任委員会を経験することができるようにという言葉があれば、それでいいのではないかとご意見ですので、特に経験の浅いところから、知識経験を深めることも重要でありということにつきましては、どうでしょうか、省かせていただくということでご理解いただけますでしょうか。よろしいですか。

(意義なし)

委員長 そしたら、これらの機会が少なくなる、できるだけ多くの常任委員会を経験することができるようにということに繋げていくということで、1ヶ所、この答申の素案につきまして、訂正をさせていただきたいと思えます。あと、この素案、答申の叩き台ですね、なにかほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

浦野委員。

浦野委員 委員長1年という任期ですけどもね、こないだまで討議してきた中で、留任は妨げない的なことがあったと思うんですけども、これ文章にないんですけども、それでもいいんですか。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 留任いうのはおかしいん違いますかね、同じメンバーであれば留任という形やけども、メンバーが入れ替わるということですのでよってに、留任いうのはちょっとおかしいんではないかなと思いますけども。

委員長 1年ずつの交代になります。そしてまた同じ委員会に所属され、同じ方が委員長になるというケースは考えられますけれども、それについて

は一応毎年変わっていくということを基本にしますので、また新たに当然委員会の中での互選でございますので、今、嶋田委員がおっしゃられたような考え方でいいのかというふうに思います。

よろしいでしょうか。そしたら答申としてはこういう形で出させていただくと、あと会議規則、条例や規則などのまた変更、そして選出パターンを協議していただくときに、またちょっと細かいことも出てくるかとは思いますが、答申としては以上のような形で出させていただくということではよろしいでしょうか。

(意義なし)

委員長 それでは、答申につきましては以上、一点の変更を加えてこの形で取りまとめをさせていただき、議長の方へ提出させていただくということで確認をさせていただきます。

それでは続きまして、委員会条例の改正案、議会広報発行に関する要綱の改正案、先例と慣例の改正案について、ご協議していただきたいと思います。このうち、先例と慣例でございます委員の選出方法につきましては、後ほど、ご協議をしていただきたいと思いますので、まず、委員の選出方法を除く部分について、事務局より説明をしてもらいます。

藤原議会事務局長。

議会事務局長 それでは、まず、斑鳩町議会委員会条例の改正案から説明をさせていただきます。

お手元の斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例、新旧対照表(案)をご覧くださいと思います。

まず、第2条の常任委員会の名称、委員定数及びその所管でございますけれども、副議長が広報発行常任委員会に所属することにより、副議長だけが3つの常任委員会に所属をいたしますことから、議員は少なくとも2つの常任委員会に所属するものとする、ということで「少なくとも」という文言を追加いたしております。

そして、第4号は予算常任委員会についてでございますので、名称を予算決算常任委員会に改めて、所管事務に決算を追加いたしております。また、第5号は、広報発行常任委員会についてでございますので、定数を5人から6人にする改正でございます。

次に、第3条、常任委員の任期につきましては、2年から1年に改めるものでございます。

続きまして、斑鳩町広報発行に関する要綱の一部を改正する要綱の新旧対照表（案）について、ご説明いたします。

広報発行常任委員会については、委員定数を5人から6人に、また任期を1年にいたしますことから、第3条の内容が変わってまいります。この第3条第1項は広報発行常任委員会の設置について、第2項の委員定数について、第3項の招集について、第4項の任期について、これらにつきましては、いずれも委員会条例において定められるものでございますので、この規定につきましては、委員会条例と重複をいたしておるということでございますので、この条例については改正をするということではなくて、削除するというふうにさせていただきたいと思っております。したがって、以下の条文について繰上げをするというものでございます。

次に、先例と慣例の改正についてご説明いたします。

まず、第1章議会の構成の10番目、常任委員の選任についてでございますが、先ほど委員長が申されましたように、常任委員会委員の選任方法につきましては、後ほどご協議をさせていただきたいと思っております。後半部分の2行でございますが、予算常任委員会の名称の変更に伴う改正でございます。

次に、12番目の特別委員会委員の選任につきましては、決算に関することを予算常任委員会の所管とし、予算決算常任委員会といたしますので、決算審査特別委員会の規定と、水道決算審査特別委員会の規定を削除するものでございます。水道決算につきましては先ほど委員長が申されたとおりで後ほど調整をしてさせていただきたいというふうに思います。

次に、13番目の正副議長及び役職の改選でございますけれども、常任委員の任期を1年にいたしますことから、これに係る改正でございま

す。

次に、第2章議会の運営に係る35番目でございますが、これにつきましても、決算審査特別委員会の委員の選出方法についての規定を削除するものでございます。

次に第2章議会の運営についてでございますけれども、36番目と64番目につきましては、予算常任委員会の名称変更に伴う改正でございます。

以上簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

委員長

ただいま、事務局長から説明のありました条例等の改正案です。先ほど辻委員の方から水道決算についてはどうなのかということもございました。そのことがこちらの方にも改正の中で載っておりますが、毎年選出される委員ですね、そして監査委員の関係で予算決算へと出ていただく関係、こういう中で、毎年動いていくということもございまして、これにつきましては、水道事業会計についても予算決算で審議をする方が、安定的な、流動的ではなく、安定的にきちっとした審査方法がとれるのではないかということで、とりあえずこういう形で入れさせていただいたということです。これも含めまして、委員皆さんの方で、ご協議をしていただきたいなというふうに思っております。ただ後ほど選出パターンいろいろ考えていく中では、非常に複雑になってまいりますので、そういう複雑な選出パターンを考えた場合ですね、水道事業会計についても予算決算常任委員会の方で審議をしていただくということの方がいいのかな、というふうにはちょっと考えておったこともありまして、とりあえずこういう形で書かせていただいております。

委員皆さんの方でですね、これらのご意見、ただいまの説明の中のご意見ございましたら出していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

浦野委員。

浦野委員

水道の事業、新たにするとか、また今までの反省をするとか、事業に

関しては建設水道委員会で審議して、こと予算決算、いわゆる金の動きに関しては予算決算でしたらと思うんですけど、分担。

委員長 そういう考え方で予算決算常任委員会の方にも、水道の方もね、その以前は水道決算も3常任委員会から2名ずつ選出して特別委員会設置してたということもございましたので、そういうことであれば、これ監査委員は2年、そやけど委員会は1年とかね、こういう中で、安定的に、じゃどっちにするかとかいうよりは、もう予算決算常任委員会の方にということに決めといた方が、安定的に審査をさせていただけるのかなというふうにちょっと思っておりましたので。今、浦野委員もおっしゃっていただいたように、予算決算常任委員会の方へ振り分けるという形の考え方、今想定してここ、こういうふうに書かせていただいているんですけど、そういうことで浦野委員はこの形でいいということによろしいですね。

浦野委員。

浦野委員 一般会計にしろ、特別会計にしろ斑鳩町全般を予算決算でお金の動きを見るという意味合いです。

委員長 今、そうですね、自治体の会計も連結決算の形で考え方が示されてきておまして、いろいろ連結してトータルでの財政状況がどうなのかという見方をするように、財政が変わってきているということもございませのでね。今、浦野委員がおっしゃっていただきましたように、こういう形をとっていたらなというふうに私も思っておるところでございませが、今のその浦野委員の意見で、今ここに示させていただきました案のような形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(意義なし)

委員長 そうしましたら会計についてはそういうふうに、ここに書かせていた

だいておりますような形で進めていきたいと思いますが、あと他にこの要綱や慣例など、まだ選出パターンが決まらないことにはここ埋められない問題もございますが、大勢としては答申に基づく改正というのはいくつかの形で行うということでご理解いただけますでしょうか。

(意義なし)

委員長 ありがとうございます。そうしましたら一番細かいことになってくるんですが、次に委員の選出方法について、協議をしていただきたいというふうに思います。まず、検討資料について事務局より説明をしていただきます。 藤原議会事務局長。

議会事務局長 それでは、検討資料の複数常任委員会委員構成と選任の方法・手順について、ご説明をいたします。

まず、今般とりまとめをいただきました委員構成でございますけれども、重複をいたしますけれども、再度確認をさせていただきたいと思っております。

①から③までの委員会につきましては、変更はなく、委員定数は各6人でございます。④につきましては、名称を予算決算常任委員会に改め、定数を7人、ただし議長は原則として委員を辞任いたしますので、実数は6人となります。そして、次の⑤の広報発行常任委員会につきましては、副議長を加えることにより、定数を6人、ただしこれも議長が委員を辞任いたしますので、実数は5人となります。したがって、定数の合計は31、議長が2委員会を辞任いたしますと、実数の合計は29となります。全議員が2つの常任委員会に入りますと、定数が1多いこととなり、これが副議長となりますので、副議長は広報発行常任委員会を含めてまして3つの常任委員会に所属するということとなります。

次に、委員選任の方法・手順についてでございますが、できるだけこれまでの方法に近い方法ということで考えまして、代表的なパターンを3つお示しをさせていただきます。この他にもいろいろな方法、

また、これらのパターンを一部変えたようなバリエーションもあろうかと思いますが、概ねこの3つが基本になってこようかというふうに思いますので、これを叩き台としてご審議いただければというふうに思っております。

このパターンは大きく分けると、まず広報発行常任委員会に他の常任委員会からそれぞれ委員を出していただく方法がございます。これが①と②になります。また、これとは逆にですね、各常任委員会から委員を出すことについては考慮せず、まったく自由に広報発行常任委員を選出する方法がパターン③でございます。大きく分けるとこの2つになるかと思っております。

まず、パターン①でございますけれども、これが従来の、現在の選任方法にもっとも近い形でございます。まず初めに、各議員14人にそれぞれ、上記の①から④総務、厚生、建水、予算の委員会から、1つ目の常任委員会のご希望をお聞きいたしまして、ある程度配分するという形で4、4、3、3、大体3人から4人程度になるように調整をいたしまして、まず1つ目の所属委員会を決定をいたします。そして、その決まりました①から④の委員会から、それぞれ1名を広報発行常任委員として選出していただき、2つ目の広報発行常任委員の委員といたします。これは、現在の選出方法は、委員長を充てるということでございまして、それを委員にするだけの違いでございます。広報発行常任委員会については、この選出されました4人と副議長で決定をいたします。次に、残り枠の中から2つ目の委員会のご希望をお聞きし、調整をいたしまして決定をするというものでございます。この方法でございますと、留意点にございますように、1つ目の委員会の配分、すなわち各委員会委員が3名から4名となるように配分調整できるかどうかの一つのカギになってこようかと思っております。また、ご意見のなかにもございましたように、予算決算常任委員会と広報発行常任委員会という組合せができます。この場合、ご意見にもございましたように視察がない、あるいは、総務、厚生、建水の3委員会への所属はないということが生じてまいります。

次に、パターン②でございますけれども、今申し上げました予算と広

報という組合せが生じないよう配慮したのがこのパターンでございます。つまり総務、厚生、建水の3つの委員会から決めていく方法でございます。各議員14人から、まず①から③総務、厚生、建水の委員会から、1つ目のご希望をお聞きし、4名から5名となるように調整し、1つ目の委員会を決定いたします。次に、決まりました①から③の各委員会から、それぞれ各1名を広報発行常任委員に選出していただき、この3名と副議長でまず4名、すなわち1名不足するような状態での決定を先ず先にいたします。そして最後に、残りの枠の中から各議員のご希望をお聞きし、調整のうえ決定する方法でございます。この選出方法については、総務、厚生、建水の3委員会に各議員が所属できると、また1つ目の委員会が希望どおり決めやすく、また予算と広報という組合せが生じないという利点もある反面、予算委員会からの広報委員の選出がないということが生じます。広報の編集、記事内容の確認等の問題ということが生じてまいります。もし副議長が予算委員であれば、担当としての分担ができますので、そういう方法も選択肢の一つとなろうかと思えます。

最後に、パターン③でございますけれども、先ほど申し上げましたように、各常任委員会から広報委員を選出しない形、自由に決めるという形でございます。まず各議員14人それぞれ①から⑤総務、建水、厚生、予算決算、そして広報、このすべての全委員会の中から1つ目の常任委員会のご希望をお聞きし、調整の上決定をいたします。そして残り枠から2つ目の委員会についてご希望をお聞きし、決定するという形でございます。これにつきましては申しましたように、広報委員メンバーが①から④の各委員会から選出されないため、広報委員に所属しない委員会がでてくるということでございまして、広報編集、記事の提出、内容確認等に支障をきたすのではないかと懸念いたしております。1つ目から順に決められるという形でございますので、方法としてはいたってシンプルということでわかりやすく融通もきかせやすい反面、特に選出に細かい決まりがないために、その時によっていろんな状況が発生し、調整が難しいということも考えられるということでございます。以上です。

委員長

ただいま事務局の方から、検討資料として一応3つのケースですね、パターンを出していただいておりますが、これ以外にもいろいろな選出方法の仕方も考えられるのかなというふうには思っているところですが、委員の選出方法について、なにか委員皆さんのほうでご意見がございましたらお受けしていきたいと思っております。そしてまたこれ以外に特になかったらですね、パターンの中での①、②、③のどのパターンが望ましいとか、またこれらのパターンの時に、なにかこういう支障をきたすのではないかなというふうなそういったご意見などございましたら、今また委員皆さんから出していただいておりますので、よろしくお願ひします。なにか委員皆さんの方でございましたら。

このね、いろいろ案を考えておるときにですね、特に予算決算と広報という組み合わせになって、やっぱり視察にも初めから行けませんよという枠を、やっぱりそういうポストが決まってしまうというのも、解消したいという思いもありましたし、それと前回は広報委員を決めるために先に委員長を決定せんとあかんかったという、そういう問題もありましたが、今回はいろいろ所属決めてから、後で委員長を決めるということも可能になってくるんですね、そういう融通が利くこともあります。それと一番、これは私自身いろいろ検討してきた中の意見、思いというんですか、ですから参考という形でお聞きいただけたらと思うんですが、できましたらやっぱり①、②、③の3常任委員会を基本として、今も決算するのに3常任委員会から2人ずつ決算にでていくというような形も、現行もとっております。予算については委員長先決めて、委員長を広報に充てるんやということもあまして、先4つということもやっておりますけれども、できましたら①、②、③の総務、厚生、建水からそれぞれ予算決算にでていただく、そして広報にもでていただくというふうな形をとれたら望ましいのかなというふうには思っておったんです。その中で1つ問題なのは広報の委員ですね、副議長がはいるということになりましたけれども、4つ枠があるわけですね。議長、副議長、プラ

ス4人です。その場合ですね、3常任委員会から2人ずつ予算決算選出しますと、もうそこで予算決算にみんながいつてるわけですから、そこでもう2つ目に入っちゃってるから、その予算決算の人が広報に行くことができなくなってしまうわけですね。ここにも書いてあるんですけども、じゃあ副議長を予算決算委員に充ててしまったらどうかということも考えたんですが、それでも予算決算に副議長充てたととしても、この3つの委員会から4人は選出やっぱりせんとかかんということになってくるわけですね。3つの委員会からどっちみち4人選出せなあかんようになってきますので、その時にじゃあどう考えたらええのか、ということが、まあここには書かれてないことなんですけれども、私自身は①、②、③の委員会に5、5、4、とした場合ですね、そっから予算決算2、2、でとらなあかんねんやったら、そこに監査委員が入っている、副議長が入っている、それと5、5、4になってしまったところですね、4になってしまったところ、そこなんかからは広報委員には1名の選出という形になって、監査委員と副議長、4名のところっていうのを、やっぱりその時にならないとわかりませんのでね、予算決算にでていただく方が、監査委員がおったら予算決算にでていただく方の枠が結局4人のところ、5人おったかて4人のところ一緒になりますのでね、そういう中での縛りがかかっているところでは、そういう形になるかなと思ったりしてるんですね。そんなんやったら監査委員初めから予算決算入れへんけど、予算や決算のことようわかってんねんから、監査委員は広報にはいつてもらおうようにするとかね、いろんな考え方、ほんまにここには書かれてないんですが、いろんな考え方ができるできる選出パターンで考えられるんです。私も本当に複雑なんです。細かいこと考えたらきりないんですけども。どない決めていったら一番ええかなと思いつながら、今日本当に委員皆さんに諮らせていただいて、ご協議いただいてここまでを決めておかないと、やっぱりいろいろきっちりね、条例とかの改正とかきちっと、先例と慣例なんかのきちっと改正をして、全協にお示しさせていただかんといけませんのでね。委員皆さんに今日は意見出していた中で、そういう細かい選出方法についても一定の方向を今日出し

て、まとめたいというふうに考えておりますので、ただいま私申し上げたことなども含めまして、委員皆様のご意見出していただけたらというふうに思いますがいかがでしょうか。

嶋田委員。

嶋田委員 前回の選出方法については、予算と広報に入っておられて、その他の3常任委員会には入っておられない議員さんがおられました。これはやっぱり議員であるからには総務、建水、厚生の中に必ず入っていただくのがいいのではないかなと思いますんで、このパターン①については、前回やりましたけども、ちょっと疑問があるということですね、そしてパターン③については、これは広範囲すぎて收拾つかない恐れがでてくるのではないかなという懸念がありますんで、一応パターン②でですね、まとめていく、審議していったらどうかなという気は私はしております。

委員長 はい。ただいま委員の方からパターン②で方向とっていったらどうかと、まあ、その中には私も申し上げましたような問題もいろいろありますけれども、とりあえずのパターンとしては②のパターンで進めていったらどうかということなんですが、他になにかご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。 浦野委員。

浦野委員 嶋田委員とまったく同じなんです。やはりパターン①で前回進めましたけども、①に書いてますように4、4、3、3とうまくバランスよくいけたんは幸いやったですけども、パターン②の総務、厚生、建水で5、5、4と振り分ける方がまだ簡単だし、やっぱり厚生、総務、建水にいずれかに属するという意味合いもとれてますし、パターン②が一番賢明かなと思います。

委員長 ただ今パターン②でまとめていく方向でどうかというご意見お2人からでしたが、他のご意見の方ございますか。ありませんか。

(な し)

委員長

そうしましたらパターン②の方向で進めていくと、ただし先ほど申し上げましたような問題点がありますので、ちょっとその点につきましても最終的に詰めをさせていただきたいなというふうに思います。

では、委員皆さんの方からパターン②ということで出していただきましたので、5、5、4というふうに決定をし、そこからですね、予算決算に2人ずつ出していただくということになります。2人ずつ出していた残りで、広報委員を出していただくという形になります。その場合ですね、先ほどもありましたが、副議長を必ず広報いってもらわなあかんということもありますが、そしたら副議長、予算決算にあててしもといたら、予算決算常任委員会から副議長が広報委員会でも担当もっていただけるんちゃうかという考え方もあるわけですね。そうすると監査委員さん、もちろん予算決算にいていただけないということもありまして、この辺の絡みと広報の選択、広報はどっちにしても3つの常任委員会で1、1、2と選出せんといかんようになってくると思うんですね、定数からいったらね、その辺でどういうふうな考え方ができるかということになると、予算決算に出すのにも4人となったところは予算決算いってもらうということでは難しいですのでね、予算決算も広報も2人出さなあかんということになったらちょっと大変なのかなあと、そしたらもう4人のところは4人のところに入った人は、他の常任委員会にまわることはもう不可能という、そういう不可能っていうのをね、やっぱりできるだけつくらんようにしたいなあということ、4人のところになるともうやっぱり余裕を持たせるということもありますので、どこが4になるかもわかりませんので、この3つの常任委員会の内のね、だからその時に4人になったところ、それから副議長が必ず広報にもいきますので、副議長が入ったところですね、こういうところからは広報を2人選ぶってことになるちょっと難しくなってくるのかなと、広報2人選ぶところはその4にならなかった5のところ、それから副議長が入っていないところ、こういったところから2人選んでいただくということ

で、どの委員会から2人選ぶということはもう先に決めとけない状態になるかなというふうに思うんですね。だからその時の状況によって2、1、1と広報委員を選出するという考え方になると思うんですけども、それはその時の状況を見る中で2人選出する委員会をここと、ここの委員会になりますと、だから広報決めるのはもう3つの常任委員会が決まった後に、3つ入っていただいた後にですね、予算決算のいける条件と広報のいける条件と考えた時に、どの委員会から2人出すかというのをその時に決めるということで進めさせていただかないと、先からどこから2人っていうのは決めれないなというふうに思うんですが、そういうちょっと流動的な取り扱いにはなるものの、2、1、1と4人出すと、どうでしょうか、それと合わせて副議長が予算決算に入るということを先に決めてしまっているのかどうかという問題ですね。それか勝手に決めたら怒られるけど、監査委員に広報に入ってもらおうとか、そういう考え方、そこまで縛りをかけてしまっているのかどうかとかね、まあいろいろあると思うんですが、広報委員会のバランスなども考えた中で、でも広報委員会には議長、副議長も必ず入っていただいて、議長は各委員会のオブザーバーで、各常任委員会入っていただいていることもあり、そしてまたどうしてもあれでしたらね、私も広報なんべんも経験してますけど、委員会の担当誰って決めたらまたその委員会の傍聴なども積極的に担当、広報の担当の方にさせていただくとかね、まあいろんな方法が考えられるかなというふうには思っておりますので、あまり決めてしまうっていうのもね、あれかなと思ったりするんですが、なにか。

はい、嶋田委員。

嶋田委員 今、委員長のお話聞いてましてですね、広報発行常任委員会につきましては実質は5名と、その内で副議長と監査委員が入ることになれば、総務、厚生、建水の3常任委員会から1人ずつ、5人になってくると違うかなと。監査委員さんは予算には入りませんからね、そしたら3常任委員会、昔の3常任委員会に入ってて広報に入っていただくということであれば、無理はないのかなとは思いますが。

委員長

ありがとうございます。ただいまそういう意見もいただきましたが、いかがでしょうか。私自身も監査委員の経験はございませんが、できれば監査委員の方には全般的にいろいろな監査をしておられる中では、いろんなことに、逆に言えば精通しておられるというような状況もある中で、監査委員、副議長、でもここ任期は2年ですのでね、この方たちに2年続けて広報やっただけというふうな形にはなりますけれども、そういうちょっとご無理を申し上げることにはなると思いますが、この方たちを除けた3常任委員会から1人ずつというふうなご提案を今いただきましたけれども、他の委員さんの方で何かご意見ございますでしょうか。いかがでしょうか。

(な し)

委員長

そうしましたら、ただ今意見がでました監査委員さん、副議長さんにおかれましてはそういう役職とともにですね、広報などを全般的にやっぱり見ていただくということ。それと各3常任委員会から1人ずつ委員を出していただいて、進めていくというふうな格好、ということは、特に副議長が予算決算常任委員会に入ることではないということですね、そういう考え方ということで、他にご意見ございませんか。その考え方でよろしいでしょうか、よろしいですか。

(意義なし)

委員長

ありがとうございます。そうしましたらただ今ご意見いただきましたように、議会運営委員会といたしましては、皆さんにご協議いただきました答申案、委員会条例等の改正、そして選出方法についてはただ今出させていただきましたので、それをもとに先例と慣例であるとか、そういう形のものを取りまとめをさせていただいて、そして2月10日に全員協議会を開催していただくことになっておりますので、そこでただいま

取りまとめをさせていただきましたものにつきまして、議員皆様のご意見をお聞きしたうえで、次回、2月に3月議会の定例会の前に行います議会運営委員会で最終決定をさせていただきたい、そして、3月定例会に委員会条例などの改正案を提出させていただくというような段取りになってくるというふうに思いますが、以上の形でよろしいでしょうか。

(意義なし)

委員長 そうしましたら継続審査につきましては、一定の審査を行ったということで、これで終わっておきたいと思います。

次に、2. その他についてを議題といたしますが、委員さんの方で何かその他についてございますでしょうか。ございませんか。

(な し)

委員長 議長の方から何かその他はございますか。

中川議長。

議長 議運に直接ということではないんですが、議員発議していただきました、奈良県立三室病院における産婦人科医師の緊急確保及び安定した産科医療体制の充実を求める意見書を、明日、奈良県知事に直接手渡すということで、その時には私も同席をさせていただくということを報告だけさせていただきます。

委員長 今の議長のご報告について何かございますか、よろしいですか。

(な し)

委員長 事務局の方から何か報告は。藤原議会事務局長。

議会事務
局長

すいません。2点だけご報告をさせていただきたいと思います。
まず1点目でございますけれども、議場での国旗の掲揚についてでございます。先の12月定例会において、意見書が採択をされましたので、事務局の方として現在準備を進めているところでございます。今現在考えておりますのは議長席の後、衝立状の壁、壁面がございますので、その真ん中にレリーフがございます。その左右に、壁面に、旗ということではなくて、国旗のパネルを貼り付けるというような形でと考えております。これにつきましては、現在業者に見積書の提出を依頼しているところでございます。工事につきましては3月定例会まで、つまり2月中に完了したいというふうに考えているところでございます。

2点目でございますけれども、先週の金曜日に熊本県の長洲町の議会よりお電話がございまして、議会運営委員会の視察を行いたいということの申し入れがございました。日にちにつきましては、2月の19日、木曜日でございますけれども、午後1時半に予定をされているということでございますのでご報告をさせていただきます。以上です

委員長

ただ今局長の方から報告をしていただきました件で、なにか委員さんの方で質疑やご意見などございますでしょうか。

嶋田委員。

嶋田委員

今あるレリーフの左右に掲げるわけですか、2つ。

委員長

藤原議会事務局長。

議会事務
局長

レリーフの向かって正面、向かいまして左側に国旗、右側に町旗を掲げたいと思っております。

委員長

なにか他に委員皆さんの方で質疑やご意見などがございますでしょうか。特にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

浦野委員。

浦野委員 今の視察は議運のメンバー全部出席するんですか、それとも正副で。

委員長 基本的にこの間に議会運営委員会の視察の申し込みがございました時には、去年、今年と正副委員長での対応ということでさせていただいております。ただ、もし委員の方で議会運営のことをございますのでね、委員の方でご希望がございましたら、私は別により多くの委員さんがその場に臨んでいただくということについては別に結構かと思っておりますので、一応、対応の責任があるのは正副委員長だというふうに考えておりますが、その他の委員さんにつきましても、もしご出席されるのであれば、申し出ていただければ、当日そのような準備はさせていただきます。席の準備などさせていただきますので、お申し出いただいたら結構かと思えます。

他になにかございますでしょうか。

中川議長。

議長 報告というよりか、お願いというか注意というんですか、19年の議員の改選後、役場庁舎内の駐車場はなるべく住民の方に提供させていただきたいということで、議員は中川治事務所の東側に置いていただきたいということをお願いしておりますので、その点どうぞよろしく願いいたします。

委員長 ただいま議長の方からございました。議員が議会で、委員会、本会議その他議会のことで来る場合は、時間がどれぐらいかかるかもわからないということもあり、できるだけ東側の駐車場を利用させていただいて、本庁舎のところの庁舎の駐車場については、一般の住民さんに使っただけのように配慮するということ、議会としても皆さんに了解をしていただいているということだったと思います。本日も、私ももちろん東側に置いておりますけれども、ただし議員さんが他の用事で来られた時については、その限りではないというふうに思っております。そうい

うふうな取り決めだったとっておりますので、まあ議員が議員として本会議や委員会、そういったことで役場へきた時には、東側の駐車場に車を置き、一般の住民さんの利用の妨げにならないようにするというこ
とで、再確認、議運としてもしておきたいと思っておりますのでよろしくお願
いします。

他になにかございますでしょうか。よろしいですか。

(な し)

委員長

そしたら他にご意見もないようですので、その他につきましてもこれ
をもって終わらせていただきます。

以上をもって、本日の議会運営委員会を閉会とさせていただきます。

皆様方にはいろいろ長時間にわたっての細部にわたるご協議、本当に
ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

(午前10時 8分 閉会)